

## 射場始・殿上賭弓等における「中科」

山本 佳奈

はじめに

平安時代には様々な宮廷儀礼・行事が催されており、そのうち歩射の優劣を競ったり楽しんだりする行事にも複数のものであった。年中行事としての歩射は、正月十七日に衛府の射を試する射礼、翌十八日に近衛・兵衛の射手が左右に分かれて勝敗を競う賭弓、十月五日に公卿以下殿上人が天皇の前で賭弓を行う射場始があつた。臨時行事としても、内裏射場での殿上賭弓だけでなく、東宮・中宮、摂関私邸における殿上賭弓や小弓合などのしばしば行われたことが、諸記録や物語に多く記されている。これらの記録・物語には、公卿・殿上人が射手となる射場始・殿上賭弓と小弓合において、「中科」の者が「懸物」を給わつたこと、射場始では射手が射る前に「能射」の者が数人、一度ずつ射を披露したことなどが主に書き留められている。これまで歩射儀礼の儀式次第や成り立ちについての研究はなされているものの、「中科」「能射」といった言葉の表す具体的意味や両者の関係、「懸物」とのつながりなど、細かい部分についてはいまだ明確にされていない。しかし、諸記録が共通して残している「中科」「能射」の具体的意味や関係を検討することによって、これらの歩射儀礼そのもののもつ意義に迫ることもできるのではないだろうか。そこで本稿では、歩射儀礼における「中科」の語義と「能射」

「懸物」との関係を明らかにし、それらが表す儀礼の意義について考察することを目的としたい。

## 一 「中科」の語義

射場始とは、十月五日を式日として、公卿・殿上人が歩射を行う儀礼で、十月三日に左右衛門府が内裏射場に棚(的の背後にある山形の土)を築き、正月十八日の賭弓の前に射芸始めとして催される年中行事である。そのため、十月五日に支障があり延期される場合には十二月中に行われる場合が多く、年内に射場始が行われなかつたら翌年の賭弓は開催しない<sup>①</sup>。射場始という名称の所見は『日本紀略』昌泰元年(八九八)閏十月十日で、儀式書では『政事要略』所引の『蔵人式』『清涼記』が早い例であり、以降鎌倉期まで記録に見える<sup>②</sup>。射場始の儀式次第を『西宮記』『江家次第』などから簡略に整理すると、

- ① 天皇が射場殿に出御。
- ② 的を懸ける。
- ③ 公卿参入。
- ④ 上卿が蔵人頭に「能射」の人を申し準備させ、「能射」の者が射る。
- ⑤ 公卿に衝重を給う。
- ⑥ 所掌を召して度数・懸物・前後射手・念人を書かせ、御所に進める。

表1 儀式書・古記録にみえる「中科」

天皇	和暦	西暦	年月日	行事	科	中科者	的中	度数	懸物	史料
醍醐	延喜二	902	2月29日	小弓	当科	藤原時平				「西宮記」殿上賭弓動物
	延喜四	928	10月5日	射場始	釋科・破科	源底明・藤原明順				「真備公記抄」
	延喜六	928			中科	?	六	五	懸物	「北山抄」羽林抄射場始裏書
朱雀	天慶四	941	2月16日	殿上賭弓	中科	藤原師輔			懸物	「九層」源文
	天慶六	943	10月28日	弓場鳥籠	中科	延光王				「北山抄」羽林抄射場始裏書
	天慶九	946	2月17日	殿上賭弓	当科	藤原季方		五	唐綾四疋	「九層」源文
花山	寛和元	985	1月10日	小弓	射科	無	一			「小右記」
			2月29日	殿上賭弓	中科	藤原季方		五	女装束(女御)	「小右記」
一条	永延二	988	10月5日	射場始	射科	無		三	例懸物・女装束(皇太后)	「小右記」
	永祚元	989	10月20日	射場始	中科	無		三	内蔵寮懸物・女装束(皇太后)	「小右記」
			2月8日	道葉山莊射	中科	藤原公任・実成			馬	「小右記」
	正暦四	993	3月13日	道隆氣射	中科	藤原道長			虎河尻懸	「小右記」
			3月29日	殿上賭弓	中科	藤原道任	三	三	絹(内蔵寮)・女装束(后宮)	「小右記」
	長徳四	998	10月24日	射場始	中科	無				「権記」
	長保元	999	10月21日	射場始	中科	無		五		「権記」
	寛弘元	1004	10月5日	射場始	中科	無		五		「権記」
	寛弘五	1008	10月5日	射場始	射科	無				「小右記」
	寛弘八	1011	3月13日	東宮賭弓	中科	無		五	女装束・手本二卷(公任)	「小右記」
三条	長和二	1013	3月16日	皇太后宮射	中科	無		五	金力(皇太后)・馬(道長)	「小右記」・「御堂」
	長和三	1014	11月7日	射場始	科簡	藤原兼綱	三	三	?(中宮)	「小右記」
後一条	寛仁元	1017	10月5日	射場始	中科	無		五	絹・女装束(皇宮)	「左様記」
	寛仁三	1019	10月5日	射場始	中科	藤原能信		五	(中宮)	「左様記」
	長元四	1031	10月9日	射場始	中科	無		五		「左様記」
	長元七	1034	10月8日	射場始	中科	藤原行経		五		「左様記」
後朱雀	長元九	1036	12月18日	射場始	中科	藤原行経	五	五		「北山抄」羽林抄
	寛治四	1090	11月9日	射場始	科人	藤原経実	三	三	女装束(后宮)	「後二」・「中右記」
堀河	寛治五	1091	10月5日	射場始	中科	藤原経実	三	三	女装束	「後二」・「中右記」・「為房」
			3月1日	九条殿歩弓	的科	無		三		「後二」
			3月17日	小弓	的科	無		一		「後二」
			3月28日	臨時射	的科	無		一		「後二」
	康和元	1099	4月4日	小弓合	的科	藤原允定長	五	五		「後二」
			11月11日	射場始	中科	藤原定道				

【御堂】:「御堂顔白記」;【後二】:「後二条御通記」;【為房】:「為房御記」

⑦ 殿上の六位が内蔵寮の懸物を射場殿の東南の柱に付し、射分銭の机を置き、后宮の懸物の女装束を結びつける。

⑧ 前後の射手が順次射る。

⑨ 射終わって勝方と「中科」の者を申し、勝方公卿は再拜、「中科」の者には懸物を給う。

⑩ 天皇還御。

まず、「中科」とは何を意味する言葉なのかを明らかにしたい。そのために儀式書・古記録に見える「中科」、およびそれと同様の語義を持つと思われる「当科」「射科」などの「科」を含む用語の事例をまとめたものが次の表1である。これから挙げられる「中科」のもつ特徴は次の三点である。①射場始・殿上賭弓・小弓合やその他臨時の歩射行事②のみに見られる。同じ賭弓でも正月十八日の賭弓には見られない。②「中科」とされる射手は公卿・殿上人に限られ、殿上賭弓では公卿が射手に加わる後半部分でしか「中科」の次第はない。③「中科」とされる射手は多くないが、「中科」の場合は「懸物」が与えられる。

「中科」の具体的語義についての検討に入る前に、射場始や殿上賭弓等における歩射の基本的な形式を確認しておく。射手は前後に分けられ、決められた度数(多くの場合、三度または五度)射る。最終的に前後で的中した数をそれぞれ合計し、多い方が勝ちとなる。だが、いま検討している「中科」については、勝敗に関係なく「中科」となった射手個人が懸物を給わるのであるから、重要なのは決められた度数の中で、各射手が何矢射てそのうち何矢中ったかという事である。私は先に賭弓における一度当たりの射数について検討したが、その具体例として小弓合の結番(対戦表)に次のようなものがある。

(朱)「中宮小弓事」

三度

中納言 皮的皮的的、  
 新中納言 皮皮皮皮的、  
 權大夫 皮皮皮皮的、  
 頭宗通 的皮皮皮的、  
 刑部卿 皮的皮的皮、  
 中将国信 皮的皮的皮、

〔後二条師通記〕寛治七年(一〇九三)三月十一日条

これを見ると、三度の場合一人が六矢射ている。六矢が「皮」と「的」で表記されており、「的」は的中を意味し、「皮」ははずした場合を意味すると思われる。六矢の「的」「皮」表記は、射手一人一人の成績なのである。一度で一人は二矢射て、三度の場合六矢、五度の場合十矢射ることになる。一度において射手一人が射た二矢は、天徳四年(九六〇)の殿上賭弓に「余弟矢中的」<sup>①</sup>、寛弘五年(一〇〇八)の射場始の「權中納言能射一人也、中兄矢」<sup>②</sup>の記述から、兄矢(甲矢とも)と弟矢(乙矢とも)と言われていたことがわかり、これは現代にも通じている。一矢目が兄矢、二矢目が弟矢である。同様の結番の例は他に『朝野群載』(巻第五、朝儀下)に「康和元年春」とされるもの<sup>③</sup>があり、殿上賭弓の結番は『中右記』永長元年(一〇九六)三月二十四日条に見られるが、いずれもこの小弓の結番と同様に「皮」と「的」で成績が表記されている。

このことをふまえて、「中科」とはどのような状態のことであるか、具体的に表されている史料を挙げて検討してみよう(傍線筆者、以下同)。

A 『江家次第』巻第九、十月、射場始

(前略) 次立射之、

度数依時議不必三度、射畢後所掌取簡・硯等、如初居上卿前、申某

方勝、兼某人中科由、依小員、若持依度数、共持無拜退入、(中略)

①若由中科之人、三度以三為科、

上卿令奏、(用所掌、所掌入無名門付奏者、或云、如奏札可進敷、)

宇治殿仰云、上卿執弓自可申、令職事奏之由、是幼主時例、(見小

野宮記)、勅許後所掌著座、召某人、某人参候所掌傍、所掌取懸物

給也、

九條殿記、射手自可取由云々、某人一拜而退、②一人過科、一人

中科者給過人、二人中科或不給之、或分給之、或令射一度給中者、

(又、不中者不給之、)

還御、(後略)

この記事は式次第の⑨にあたる、勝敗判定、勝方奏上、拜舞退出の部分である。射手全員が射終わって、「所掌」が簡と硯を取って上卿の前に置き、勝方と「中科」の人を上卿に報告する。所掌から報告を受けた上卿は、所掌を通じて天皇に勝方と「中科」の者がいればその旨を奏する。勝方射手たちは拜舞して退き、「中科」の者には懸物が与えられる。勝方は的中数(小員)で判定するが、小員同数(「持」)なら勝った度数が上回った方を勝方とする。度数も同数(「持」)なら引き分けとなり、拜舞することなく射手たちは退く。

ここでとくに「中科」に注目すると、傍線部①より、三度の場合は六矢のうち三矢的中させた者を「科」(「中科」)とすること、傍線部②より「過科」の者と「中科」の者がいる場合には「過科」の者に懸物を給い、「中科」の者が二人いる場合には兩人とも給わらない、もしくは兩人とも給う、またはその兩人にもう一度射させて的中した者に懸物を給う、としている。「中科」の語義がかなり明確になってきた。「過科」については後述するとして、「中科」についてさらに実例で確認してみよ

う。

正暦四年（九九三）三月二十九日の殿上賭射では、「三度為限、誑申等儀如射場始、（中略）右少將通任<sup>藤原公任</sup>中科、（三度的三、）仍給懸物、藏人解懸物賜之、執之一拝出之」（『小右記』同日条）とあり、寛治四年（一一〇九〇）十一月七日の射場始では「二位中將<sup>藤原経実</sup>（経）、矢三中的、給懸物、一拝、雖然前方勝了、諸卿拜」（『中右記』同日条）、「度数事付頭弁奏之、三度為限、書了取簡、（中略）此間懸物令置之、射手進之、置懸物如常、（中略）所掌令奏了、女房装束取之、科人二位中將経実給之、乍一拝了公卿起、了退出了」（『後二条師通記』同日条）とある。すなわち、射が三度行われた場合には、三矢的中した者が「中科」の者として懸物を給わっていることが確認できるのである。

正暦四年（九九三）二月六日に内大臣藤原道兼の山荘で催された賭弓では、「晩頭左右相分、上達部・殿上人射、前勝、募以小鮎、以馬為懸物、即繫前庭樹、藤原相中<sup>藤原公任</sup>科、又少納言実成同中、仍共不得、其後近衛府官人等射之、三度了、各々分散」（『小右記』同日条）とあるように、藤原公任と藤原実成が同じく「中科」となったため、兩人とも懸物を給わらなかった。康和元年（一一〇九九）四月四日の小弓合<sup>弓合</sup>では、「六位并侍等有小弓合事、十番、（射手廿人也、）縫殿允定長科射数的、（五、）左兵衛尉定道科的、（五、）懸物各以給之」（『後二条師通記』同日条）とあり、何度催されたのかは確認できないが、的中数「五」で「中科」となっている。後述するように三度ではなく五度であったと考えられる。こゝでも二人「中科」となっているが、この場合は兩人に懸物がそれぞれ与えられている。A『江家次第』の記事のとおり、二人「中科」の者がいた場合の懸物については、時宜に応じて給わるか給わらないか判断されたのだろう。A『江家次第』にみえる「過科」について明示された史料はないが、文意からおそらく「中科」よりも的中数が上回ることを指すものと考えられよう。

では、三度でない場合の「中科」について取り上げてみよう。

B『江家次第』巻第九、十月、射場始

（前略）明義門廊西第二間中央以東、副壁敷筵、其上敷緑端帖四枚、為公卿座、（西上南面、但自第三間西頭敷帖、為令第一上卿當天臨也、）

西第三柱當上卿座懸科札、

件札入重服之人否有論、（宇治殿御説可入、）

（首云、科簡、板一枚一尺許、北廊第二間東柱打科簡、弓立上七・八寸許打之、蟬冕云、科事随射且定、最初皆四、每射取懸物増其員、儒者不堪者、或注八、或説云、賭射出居三度、中科者増科、御前者一度増之、）

賭射、重服大将并射手参入之例歟、但代初并入御新造内裏時可改之、摂政不入科、皆注四、増者八、中科後増其科、（後略）

これはA記事の前にある射場始の設営に関する記事であるが、射場に設けられた公卿の座の背後の柱に懸けられた「科札」について説明している（「科札」については後述する）。そのなかで「蟬冕」の説として、「科」は「随射」って（射の機会があるたびに）定め、最初は皆「四」であり、射の機会のために懸物を取り、（懸物を取った射手は次回には）その員数を増す、としている。また「或説」では一回「中科」となった者は（次の機会には）「科」の数を増す、とされている。実際には的中数「四」矢で「中科」となった長久元年（一一〇四〇）十二月二十六日の射場始の事例によって確認してみよう。

今日弓場始也、（中略）次召能射先令射之、（右兵衛督、左宰相中將、右中將行経、）（中略）有五双、（予入念人云々、）射手（隆国、良頼卿、

行経、資通、実基、経長、資良、経季、経成、(中略) 前後の数持也、上卿問予云、行経の数四也、充中科也、可給懸物數、予申云、行経先年中四科給懸物了、到今可有五科也、上卿諾之了、(中略) 懸物等納所可経公用、仰藏人了、(後略)

『春記』長久元年十二月十六日条)

射場始では、三度ないしは五度で終わることが大半であるが、的中数が四矢で「中科」となった例は少ない。ここでは、「五双」とあるので射は五度であり、その結果藤原行経が的中数四矢だった。そこで上卿は藏人頭藤原資平に、「中科」の条件を充たしているから、懸物を給うのかと尋ねたのに対し、資房は、行経は先年「四科」を中てて懸物を給わっているのだから、今回は「五科」でなければ懸物を給うことはできないと答え、上卿は了解した。資平は藏人に懸物を藏人所納殿に納め「公用」に支出するよう命じた。

実際に行経は同じ後一条朝の長元七年(一〇三四)の射場始で「中科」となっている<sup>①</sup>。これは一回「中科」となった者が次回の射で「中科」となるためには、的中数を一矢増やすということであり、B『江家次第』の「科札」の記載に合致する事例である。つまり、B『江家次第』記事は五度の射を想定して書かれたものであり、五度の際に「中科」となるためには四矢の的中が必要ということになる。このことは、長久二年(一〇四一)の弓興の負態で五度の射が催された際に、「五度射了、(科四也、而科中的、何況於科員哉)」<sup>②</sup>と見え、五度の場合の「科」は「四」矢であり、「科」とは的に中たることをいうが「科」の員(数)のこともいう、という記載からもうかがえる。他に的中数四矢で「中科」となったものに、寛治五年(一〇九一)十月五日の射場始の「宰相中将経実、中科、(四)」<sup>③</sup>があり、『後二条師通記』同日条より三度であったことが確認できるが、これは前年の射場始において「二位

中将(経、)矢三中的、給懸物」<sup>④</sup>とあるように同じ堀河朝において一回「中科」となり、「中科」となる的中数が三矢から四矢へ一矢増したことになるものである。「宰相公実卿、三度射四科、仍給懸物」<sup>⑤</sup>があるが、この場合は三度であるから普通なら三矢の中で「中科」なので「過科」に該当する、もしくは同じ白河朝に一回「中科」になつていたために、彼の「中科」が一矢増して四矢になったことによる「中科」であった、と考えられよう。

これらに該当しない事例として、近衛官人や東宮帯刀を臨時に召して賭弓をさせるという場合がある。

C『北山抄』卷第三、拾遺雜抄上、殿上賭弓事

(前略) 臨時召近衛府帶刀等者、大将并大夫進其奏、(中略) 上卿下給、召出居次将一人給之、(給左次将、) 令記中否、以七以上為其科矣、

寛和〇年例、如志和、(不召帶刀、) 但依右勝、更被延度、賭弓時、依十度可射、左無利者、不早止也、如此臨時時、無此例云々、此日、左将曹友正五度中七、次度右府生嘉数中片矢、友正中不中、仍矢員相同、然而上卿濟時卿、令的付少将実方、奏友正中科之由、給懸物了、仍五度中科也、(後略)

殿上賭弓において近衛官人や東宮帯刀が射手として特別に召される場合は、「七以上」をもつて「科」(「中科」とするとされ、その実例として寛和の例が挙げられている。その例では、左少将友正が五度までで七矢の中させ、六度目で右府生嘉数が一矢を中てたが友正は二矢ともはずし、六度が終了した時点で兩人ともの中数は七矢であった。しかし上卿は五度の終了時点で友正だけが七矢を中てていて「中科」になるとし、友正を「中科」とした、というものである。ここでも五度を基本として「七以上」としていると見られるのであるから、先のA・Bにおいても

同様に五度を対象として見ると見てよからう。A・Bにおいては五度中四矢的的中が「中科」の条件となるのに対し、この場合が「七以上」であるのは、射手が公卿・殿上人でなく近衛官人や東宮帯刀といった、職掌がら射芸に秀でた者たちであったためだろう。しかし、後述するように彼らは「科札」に入る対象者とはならず、実際に古記録に類似の事例を見いだすことはできないので、これは非常に特異なケースと考えられる。

以上の事例を検討することによって、「中科」とは何かを定義することが可能になった。すなわち「中科」とは、歩射の度数と射手の実績（過去の「中科」経験）に応じて決まる懸物を給わる条件としての的中数ということになる。射場始や殿上賭弓において射手となるのは公卿・殿上人に限られ、大半の場合三度もしくは五度であるから、三度の場合は的中数三矢、五度の場合は的中数四矢のことを指すと言える。また、詳しくは後述するが、代替わりや、内裏新造による射場の新設等が無ければ、一回「中科」となった者が次の射以降に「中科」となるためには、一矢分の中数が増やされるのである。

## 二、「中科」と「能射」

「中科」と「能射」との関連性について考える前に、「科札」について明らかにしておきたい<sup>16)</sup>。B『江家次第』からは、明義門廊にある上卿の座の背後の柱に「板一枚一尺許」の「科簡（札）」が懸けられていたことがわかる。また、『本朝世紀』久安三年（一一四七）十月二十九日条には「件簡出納書之、摂政以下殿上小舍人以上、除城外服假人之外注之、不注位階敷、二堺注之」と見え、京外と服喪の人を除く公卿殿上人の名が二段に分けられて、蔵人所出納によって書かれていた。また、『法曹類林』（巻第二百、公務八、座次二）では、散三位上臈と参議三位下臈の署

所の上下について問答しているが、その座次によって「科簡」を書くとしており、公卿・殿上人の歴名がその座次順によって書かれていたことがわかる。さらに、先のB『江家次第』では五度の場合「皆注四、増者八、中科後増其科」とあり、名前と一緒にそれぞれ四〜八（最初は皆四、「中科」となるとその数を増す）の数が書かれていて、それをもって射手一人一人について「中科」になる矢数を管理していたと思われる。実際に、『小右記』長和三年（一一〇一四）十一月七日に行われた射場始では、藤原兼綱が三度で三矢的中し、「中科」に該当するにもかかわらず懸物を給わらなかったことに対して実資は疑問視しており、この原因を「不懸科簡、遺失事也」と「科簡」が懸かっていなかったことに求めている様子からもうかがえる。

さらに、この「科簡」はB『江家次第』に「但代初并入御新造内裏時可改之」とあるように、代初や新造内裏に遷御した後は書き改められることになっていった。長暦三年（一一〇三九）十二月二十七日の射場始では、「件射場殿兼日被仰修理職、所新造也」とあるように新造された射場殿で行われたが、その際「科簡同令懸也、（新書也）」と、「科簡」は新たに書き直されている。先に「中科」となった者が次に「中科」となるためには、的中数が一矢増されると述べたが、これが適用されるのは「科簡」が書き直されるまで、つまり代初または新造内裏に遷御するまでということになり、書き直されたらその増した数もリセットされるものと考えられる。つまり「科札」とは、公卿殿上人の射場始等の代始め以降の成績を反映しているものであり、射手一人一人について「中科」に該当する矢数を判定する材料になるものと言える。「中科」となることは射場始や殿上賭弓の全体数から考えて少ないため、当然「中科」となると「科札」に書かれた矢数が多い者は射芸に秀でた能射の人であることが一目瞭然である。

表2 射場始に見える能射と懸物

和暦	西暦	月日	能射	懸物	史料
永延二	988	10月5日	藤原道長・道綱・源時中	例懸物	『小右記』
永祚元	989	10月20日	藤原道長・公季・源時中	(内蔵寮)	『小右記』・『紀略』
長保元	999	10月21日	藤原道綱・斎信・正光・行成・実成・陳政・源俊賢		『権記』・『小右記』
長保三	1001	10月19日	5-6人		『権記』
寛弘元	1004	10月5日	藤原斎信・行成・源俊賢		『権記』・『紀略』
寛弘三	1006	10月16日			『御堂』・『紀略』
寛弘五	1008	10月5日	藤原陸家(一人)		『御堂』・『紀略』・『権記』
寛弘六	1009	11月23日	藤原正光		『御堂』・『権記』
長和元	1012	12月4日	不候		『御堂』
長和三	1014	11月7日		(中宮)	『小右記』
長和五	1015	12月16日	源長経		『御堂』
寛仁元	1017	10月5日	藤原教通・能信・道雅・公成力	綱(内蔵寮)	女装束(皇宮)
寛仁三	1019	10月5日		(中宮)	『左経記』・『小右記』・『紀略』
寛仁四	1020	12月30日		(中宮)	『左経記』・『紀略』・『小右記』
万寿二	1025	10月19日	藤原重尹(運参)	綱五足(内蔵寮)	×(中宮)
長元七	1034	10月8日			×(中宮)
長元九	1036	12月18日	藤原頼宗・公成・源師房・隆国・殿上人五人		女装束一具(宮御方)
寛治元	1087	12月26日	源師忠・雅実・藤原公実・基忠		(前斎宮)
寛治三	1089	11月23日	藤原基忠・仲実・宗通		『中右記』
寛治四	1090	11月9日	藤原家忠・基忠・源雅俊		女装束(斎宮)
寛治五	1091	10月5日	藤原基忠・経実・宗通		女装束
寛治六	1092	10月5日	藤原家忠・能実・源国信	(内蔵寮)	女装束一襲(女御)
寛治七	1093	12月16日	藤原経実・源雅俊・国信		『中右記』・『後二』・『為房』
嘉保二	1095	12月14日	藤原忠実・経実・忠教		『中右記』
承德元	1097	12月17日	藤原忠実・経実・忠教		『中右記』
承德二	1098	12月13日	藤原忠実・経実・源頼通		『中右記』・『長秋記目録』
康和四	1102	10月5日	藤原仲実・忠教・源師時	(中宮)	『殿廂』・『中右記』・『長秋記』
康和五	1103	10月5日	源国信・師時・藤原忠教		女装束(中宮)
長治元	1104	10月16日	源国信・頼通・藤原実隆	(中宮)	『中右記』・『殿廂』
長治二	1105	12月20日	源雅俊・師時・藤原忠教	(中宮)	『中右記』・『殿廂』
嘉承元	1106	12月22日	源頼通・師重・藤原忠教		『中右記』・『殿廂』・『永昌記』
天仁元	1108	12月22日	源雅俊・藤原忠教・実隆		女装束(皇后宮職)
天永元	1110	12月5日	藤原忠通		『殿廂』
天永二	1111	12月28日	藤原忠教・実隆・信通		『殿廂』・『中右記』・『永昌記』
天永三	1112	10月11日	源頼通・頼雅・師時		『殿廂』・『中右記』
永久元	1113	10月5日	藤原忠通・実隆・通季		『殿廂』・『長秋記』
永久三	1115	12月27日	源頼通・師時・藤原通季		『殿廂』
元永元	1118	11月23日	藤原忠教・通季・源雅定	(内蔵寮)	女装束(中宮)
保安元	1120	10月5日	源頼通・雅定・藤原宗能		『中右記』
大治二	1127	12月19日	源頼雅・師時・藤原公教		『中右記』・『長秋記』
大治四	1129	10月26日	藤原実能・公教・源雅定		『長秋記』・『中右記』
大治五	1130	11月28日	源頼雅・藤原忠宗・実衡	(内蔵寮)	(中宮)
天承元	1131	10月6日			(后宫)
長承元	1132	11月14日	源雅定・藤原宗能・重通		女装束(宮)
長承三	1134	10月5日	源雅定・藤原宗能・経定		『中右記』・『長秋記』
久安三	1147	10月29日	藤原公能・季成・忠雅・光忠(教長運参の替)	綱(内蔵寮)	無(皇后)
保元元	1156	10月5日	藤原公能・宗能		『中右記』
仁安二	1167	12月24日	藤原宗家・家通・基家等	(内蔵寮)	(中宮)
仁安三	1168	12月10日	源雅通・藤原実国・実宗	綱五足	『兵範記』・『愚昧記』
嘉応元	1169	12月9日	権大納言藤原・藤原実国・実宗	(内蔵寮)	『兵範記』・『愚昧記』
承安三	1173	12月6日	藤原師長		『玉葉』・『愚昧記』
治承元	1177	12月12日	藤原実定・実国・頼実		『玉葉』

『紀略』:『日本紀略』、『御堂』:『御堂閏白記』、『後二』:『後二榮師通記』、『世紀』:『本朝世紀』、『為房』:『為房卿記』

射場始では各射手が射る前に「能射」の者数人、一度ずつお手本として射るが(例えば前掲『春記』長久元年十二月十六日条)、このとき選ばれる者はどのような人物か考えてみたい。実際に行われた射場始のうち、平安中後期のもので「能射」や懸物の記述があるものを表2にまとめてみた。「能射」として記される人数は、平安中期では一人〜七人と決まっていなかったが、平安後期になるとほぼ三人となる。これは『江家次第』(巻第九、十月、射場始)にも「能射人多三人也、公卿二人、侍臣一人、但五人・四人又其例多」とあることから裏付けられる。「能射」として射ている人物をみると、藤原忠実・経実・忠教、源師時・頼通など同じ人物が何度も出てくる。反対に、藤原実資の場合、日記に儀式作法を詳細に記しながらも、「能射」として名が出ることはない。これは「能射」の語から明らかかなように、射の上手という意味をも

つからだろう。先の表1と合わせてみると、「能射」の藤原経実は「中科」としてもその名が見え、「能射」が射の上手であったことがわかる。

しかし「能射」は、上手といっても当たらないことも多く、前後の射手が射る本番前に模範演技として二矢射るが、「三人射之、而宰相中将矢一中的」<sup>①</sup>とあるように、三人が合計六矢射て一矢が的中する者が一人いればよい方であった。それでも公卿・殿上人から構成される射手の中では射の上手に違いなく、「能射」は前後の射手が射る本番の前に、皆の手本としてその腕前を披露することが儀礼の中に取り入れられたものだろう。

この「能射」が選定される基準が明確に示された史料はないが、たんに射芸が得意だという世間の評判によって選定されるのではなく、毎年の射場始における成績の記録を「科札」を通じて蔵人所が管理しており、その通算成績によって「能射」は決まるのだろう。

先に述べたように、「中科」は毎年の射場始で毎回出るとは限らないのであるから、通算成績は蔵人所によって長期にわたって管理されていたと見てよい。各自の通算成績は、天皇の代替わりや新造内裏に遷った時にリセットされ、各自また四からスタートする。これは後に述べるように、射場始という儀礼そのものが昇殿制と結びついて始められたものであり、天皇と射場始の参加者との親密な関係の上に成り立っているものだからだと考えられる。

このように、公卿・殿上人の射場始における射の成績は、「科札」によって管理され、それをもとに彼らの射手としての技量レベルが評価され、「科札」の通算成績によって「能射」と認定され、射場始で手本を示す荣誉を与えられたのである。

### 三、「中科」と「懸物」

射場始や殿上賭弓においては、「中科」または「過科」の判定を得た者には「懸物」が与えられた。儀式書からその内容を見てみよう。

まず射場始の場合、A『江家次第』によれば、①射場始の対戦が終わると、運営雑務にあたる「所掌」が成績の「簡」を上卿座の前に置き、勝方と「中科」した射手名を上卿に報告する。②それを受けて上卿は天皇に「簡」＝成績（「科札」ではなく各射手の不中を記したもの）を奏上する。上卿は「所掌」に命じて奏させるが、『江家次第』著者大江匡房は頼通から、「小野宮記」には幼主の場合は上卿自身が奏上すると指摘されたことを注記している。③天皇の「簡」御覽を経て「中科」の者がいた場合、勅許を得て「懸物」が与えられる。匡房は頼通から、勅許ののち所掌は天皇御前に着座し、「中科」の者を召し、召された者が所掌の傍らに祇候し、所掌が懸物を「中科」の者に渡す、と指摘されたことを注記し、また『九条殿記』<sup>④</sup>の、「中科」の射手がみずから懸物を取って一押して退く例も引用し、「過科」の者と「中科」の者がいた場合、「過科」の者に与える、「中科」が二人だった場合は両方給わらないか、分けて給わるか、もう一度射させて的中した方に給わる（中たらなかったら給わない）、などの作法を注記している。

次に殿上賭弓で「懸物」を給わる場面を『北山抄』（巻第三、拾遺雑抄上、殿上賭弓事）から見ると、

（前略）若有中科之者、上卿令所掌奏事由、召其人給懸物、（所掌解取傳給、或自進取之、兩人中科者、相分給之、或不給之、若無中科者、更又令射一度、給其中秀者也、）給者一押退出、（後略）

とみえたとおり、先の射場始とほぼ同じ内容が示されており、同じ次第だと考えてよい。

そもそも殿上賭弓は二部構成になっており、前半は「所司装束射場、



如正月十八日」や「次前後上臈公卿起座、進射手奏、如十八日儀」のように正月十八日の賭弓の儀を踏襲して行われ、射手が射おわると勝方は勝負楽を奏し、再拜する。ここまでが前半であり、後半は上卿が勅を奉り、「召所掌、書分親王以下令射、如射場始」として射場始と同様の儀が行われる。すなわち殿上賭弓は射手を殿上人に限定した形式の正月十八日賭弓の射儀と射場始の射儀の同時開催なのであった。このような殿上賭弓で「中科」の者が懸物を給わるのは、射場始と同様の儀が行われる後半に見られる。殿上賭弓の場合、その前半部では基本的に公卿を除く殿上人の射手が召され<sup>19)</sup>、後半部で公卿を中心とした射手が召されという違いは見られるが、「中科」となり「懸物」を給わる者は公卿・殿上人の射手のみである、ということに変わりない。

では「懸物」を用意するのはどこであり、何が「懸物」として提供されるのだろうか。儀式書から該当する部分を見ると、射場始では「結立懸物、(或射分前有懸物、内蔵絹五疋、裏以縹着樹枝、同六位藏人取之、出自无名門、結立異柱)」、<sup>20)</sup>「又懸后宮所献女装懸物、下上以木枝末向東」<sup>21)</sup>とあり、内蔵寮から縹絹が五疋出され射場殿の南西の柱に、「后宮」から女装束が出されて木の枝の末に結びつけられている。このように「懸物」が結びつけられている場面は『年中行事絵巻』射場始にも描かれており、射手が射る時に立つ場所のすぐ近くに見える。儀式書によれば、「懸物」は内蔵寮と「后宮」から出されているが、実際の射場始でもそれは同様で、表2をみると内蔵寮から絹が出され、「后宮」にあたる皇太后や中宮、斎宮などからは女装束が出されている。天皇所用の物品の調達や保管を職務とする内蔵寮から「懸物」が出されるのは、好成绩者に対する天皇の直々の恩寵を示すものであり、列席者が見守る中での懸物が賜与される場面は、天皇と好成绩者との間の関係だけでなく、列席した公卿・殿上人の集合的親密性を演出するものである。また「后宮」から「懸物」が出されるのも、皇后(中宮)大夫・亮、禊祭上卿・弁

斎宮長官などとして、また行啓・禊祭行列に前駆・御共として、奉仕する公卿・殿上人に対する后宮からの謝意や期待を表すものといえよう。

正月十八日の賭弓ではこの天皇からの「懸物」がなく、射手となる近衛官人らには後日、還鑿が催されそこで近衛大将からの中教に応じて禄が支給される。またそこで良い成績を修めれば相撲使などの任務を与えられたり<sup>22)</sup>、昇進につながりする<sup>23)</sup>。近衛府の射手は近衛府内部で把握・管理される通算成績に基づいて選抜され奉仕する<sup>24)</sup>。これは近衛官人・舍人としての職務の一環として儀礼に奉仕していることを示している。このような近衛府官人・舍人の射芸錬磨の成果を天皇の御覧に入れるという性格を有する正月十八日の賭弓と違い、射場始や殿上賭弓は、天皇と公卿・殿上人の関係の親密化をはかる遊興的な宮廷儀礼であり、このような遊興的な場において与えられる「懸物」は、天皇と公卿・殿上人の集合的親密性を盛り上げる効果を果たすものであると言える。

#### おわりに

これまでの考察をまとめて稿を閉じよう。まず「中科」とは五度では四矢、三度では三矢の的を指し、代替わりや新造内裏への遷御、射場殿の新造などがない期間において一度「中科」となった者が再度「中科」となるためには一矢ずつ増される。「中科」の者には内蔵寮・后宮から出される「懸物」が与えられる。また、射場始での成績は、藏人所が「科札」によつて通算・管理し、天皇の代替わりや新造内裏への遷御や射場殿の新造があることにリセットされる。これによつて個人の射の評価がなされ、「能射」として射場始で射る榮譽が与えられると考えられる。これらの具体的な意味や内容がわかったところで考えておきたいのは、それらが儀礼・行事の構成要素として何を表しているかということである。「中科」の者に天皇から「懸物」が与えられること、衛府の射手には

これが当てはまらず、公卿・殿上人で射手が構成される射場始や殿上賭弓においてのみ見られること、「科札」に反映される成績が代替わりリセットされること、の三点を考慮すれば、これらの儀礼・行事が昇殿制と結びついて行われるものであるということが言える。また、仁明朝に内裏に射場が設置されて以後、殿上賭弓と類似の儀礼が数例確認でき、「射場始」という名称の初見が昌泰元年（八九八）であることも、昇殿制の整備とともに年中行事化したことを示唆しているのではないだろうか。王朝国家における昇殿制は、律令国家の位階制が有していた天皇と有位者との臣従関係確認機能が低下するなかで、律令位階制において貴族の資格であった五位以上の者のうち、天皇との恩寵関係のある特定の人物を選抜してより限定性を高め、殿上の間に詰めさせて宿直・陪膳に奉仕させるしくみであり、昇殿を聴された者は、聴されない地下人と比べてはるかに強い天皇との人格的關係・恩寵関係とそれにとまなう特権性を確認することになる<sup>55)</sup>。射場始や殿上賭弓に参加し射手として奉仕する公卿・殿上人は、その儀礼・行事という場において天皇と自らとのより親密な関係を確認することができる。また、儀式における禄物は、限られた者のみが与かることができる経済的恩典である<sup>56)</sup>。「懸物」として内蔵寮・穀倉院や后宮から出される懸物を「中科」として給わること、本人のみならずその場に参加することのできる限定された一握りの人々と天皇との関係をより親密にすることを意味しているだろう。このような機能を果たす構成要素をもつ射場始・殿上賭弓という儀礼は、王朝国家の宮廷社会において、昇殿制に裏付けされた、天皇と公卿・殿上人との間の恩寵・奉公で結ばれた強い絆を確認する意義をもっていたということができる。

## 註

- (1) 大日方克巳「射礼・賭弓・弓場始」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)。
- (2) 『年中行事秘抄』十月五日、射場始事。
- (3) 大日方氏註1論文。
- (4) 踏歌後宴における賭弓でも「中科」の語が見えるが、この後宴自体、『西宮記』恒例第一、正月、踏歌事、『九曆』天徳四年(九六〇)三月八日条、天慶八年(九四五)十月一日条など、十世紀前半までしか確認できないため、今回の考察対象とはしない。しかし、正月十八日の賭弓の成立と関係があるとの見解もあり(倉林正次「正月儀礼の成立」『饗宴の研究』桜楓社、一九七〇年)、この儀礼のもつ意義については今後の課題としたい。
- (5) 詳しくは後述するが、『侍中群要』巻九「定殿上賭弓事」によると、殿上賭弓は、「大略如正月十八日之儀」く射場を装束し、「相分侍臣以為前後」して賭弓を行い、勝方の舞・拜が行われる前半部分と、その後射場始の形式で「更分王卿及侍臣、令射之」める後半部分とに分かれる。前半部分と後半部分の射手における違いは、前半は射手が不足した場合を除き射手に公卿が含まれないのに対し、後半は射手の中心が公卿であることであり、この後半部分の射手のみに「中科」が見られる。
- (6) 拙稿「儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部〈文化教育開発関連領域〉第五七号、二〇〇八年)。
- (7) 『貞信公記抄』天徳四年(九六〇)三月八日条。
- (8) 『御堂関白記』寛弘五年(一〇〇八)十月五日条。
- (9) 「射場始結番」とあるが、射場始が「春」に行われた例は管見の限り見あたらず、康和元年(一〇九九)の射場始は十一月十一日に行われていることが『中右記』目録や『本朝世紀』等から明らかであるの

で、おそらく射場始の結番ではなく、康和元年の二月〜三月に盛んに催されている小弓合や歩弓等(『後二条師通記』・『中右記』・『長秋記』等)の結番であると思われる。

(10)「六位并侍等」を射手として師通第で私的に行われた小弓合であるから、師通との関係から射手は選ばれ、師通から懸物が与えられたと考えられる。

(11)『左経記』長元七年(二〇三四)十月八日条。

(12)『春記』長久二年(一〇四一)三月二十六日条。

(13)『中右記』寛治五年(二〇九一)十月五日条。

(14)『中右記』寛治四年(二〇九〇)十一月七日条。

(15)『為房卿記』永保二年(一〇八二)三月二十八日条。

(16)「科札」について他に言及されたものとして、山田英雄「平安時代の日記に見える木簡」(『木簡研究』六、一九八四年)があり、「科簡(札)」は射手の交名などが書かれ、釘などに懸けられたらしく考えられる唯一のものと考えられる。

(17)『中右記』天仁元年(一一〇八)十二月二十三日条。

(18)『九曆』逸文、天慶四年(九四二)二月十六日条(殿上賭弓)。「西宮記」正月下、殿上賭弓頭書。

(19)『西宮記』恒例第一、正月に載せる「殿上賭弓」では、「有不足分給王卿為射手」と見え、基本的には王卿を含まない殿上人で射手が構成されていることがわかる。

(20)『西宮記』恒例第三、十月、射場始事。

(21)『江家次第』巻第九、十月、射場始。

(22)染井千佳「相撲の部領使について」(『人間文化創成科学論叢』一一、二〇〇八年)。

(23)例えば、「以近衛惟宗為武補府掌、賭射射手、矢数者也」(『小右記』長元元年(一一〇二八)九月九日条)や、「府掌惟宗為武補番長、賭

射矢数者」(『小右記』長元五年(一一〇三二)十二月三日条)などが挙げられる。

(24)鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察―『小右記』を中心として」(『史学研究』第一九九号、一九九三年)。

(25)昇殿制についての理解は、今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理」(『歴史学研究』第六六五号、一九九四年)による。

(26)今氏註25論文。

### 大学院演習『小右記』講読担当者一覧③

二〇〇四年〜二〇〇七年

演習日	担当条	担当者
二〇〇六年		
四月一四日	寛弘二年三月一九日〜二二日条	齋藤拓海
四月二一日	寛弘二年三月二二日〜二六日条	横田美緒
四月二八日	寛弘二年三月二七日条	山本佳奈
五月二二日	寛弘二年三月二八日〜四月二日条	上杉香奈・刀田絵美子
五月一九日	寛弘二年四月三日〜七日条	田村幸香・馬全霞・植田康太
五月二六日	寛弘二年四月八日条	空健太・三浦寛
六月二日	寛弘二年四月九日〜一六日条	横田美緒
六月九日	寛弘二年四月一七日条	山本佳奈
六月一六日	寛弘二年四月一八日〜一九日条	上杉香奈・刀田絵美子
六月二三日	寛弘二年四月二〇日〜二一日条	田村幸香・馬全霞・植田康太
六月三〇日	寛弘二年四月二二日〜二三日条	横田美緒